

国内感染期

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

< 府内未発生期 >

府内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態

< 府内発生早期 >

府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

< 府内感染期 >

府内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

目的：

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 府民生活及び府民経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、府民生活・府民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動を

国内感染期

できる限り継続する。

7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。

8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

(1)-1 実施体制

府対策本部は、府有識者会議等の意見を踏まえ、府内発生早期又は府内感染期に入ったことを判断し、国の基本的対処方針及び府行動計画等に基づき対策を協議し、実施する。(全部局)

(1)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町村対策本部を設置する。

府及び市町村は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 サーベイランス

府及び京都市は、全国での患者数が数百人程度に増加した段階では、新型インフルエンザ等患者等の全数把握については、次のとおり対応する。

また、学校等における集団発生の把握の強化については、国の決定に従い、通常のサーベイランスに戻す。(健康福祉部、教育委員会、文化環境部)

< 府内未発生期、府内発生早期における対応 >

府は、引き続き、新型インフルエンザ等患者の全数把握を実施する。(健康福祉部)

< 府内感染期における対応 >

府は、新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを継続する。(健康福祉部)

府は、引き続き、府内の発生状況をできる限りリアルタイムで把握し、国に対して、発生状況を速やかに報告し、連携しながら必要な対策を実施する。(健康福祉部)

(3) 情報提供・共有**(3)-1 情報提供**

府は、引き続き、府民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由及び対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(危機管理監、知事直轄(知事室長)、健康福祉部、関係部局)

府は、引き続き、特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、府内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。(危機管理監、知事直轄(知事室長)、健康福祉部、関係部局)

府は、引き続き、府民から相談窓口(専門コールセンター等)などに寄せられる問い合わせや、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、府民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。(健康福祉部)

(3)-2 相談窓口の継続

府は、相談窓口(専用コールセンター等)を継続する。(府民生活部)
市町村に対し、相談窓口の継続を要請する。(危機管理監、健康福祉部)

(3)-3 情報共有

府は、国、市町村、関係機関等との、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、都道府県単位での流行や対策の状況を的確に把握する。(危機管理監、健康福祉部)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 府内でのまん延防止対策

業界団体等を経由し、又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ・ 府及び京都市は、住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(関係部局)
- ・ 府及び京都市は、事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。(関係部局)
- ・ 府は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。(教育委員会、文化環境部)
- ・ 府及び京都市は、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講じるよう要請する。(建設交通部、関係部局)

府は、市町村や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。(健康福祉部)

府は、府内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置(外出自粛の要請、健康観察等)を中止する。(健康福祉部)

(4)-2 水際対策

府及び京都市は、検疫の強化については、病原体の病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなったと国が判断した場合には、その指示に従う。(健康福祉部、建設交通部)

(4)-3 予防接種

府は、国内発生早期の対策を継続する。

(4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置

府域において、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

府は、新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ・ 特措法第45条第1項の規定により、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。(危機管理監、関係部局)
- ・ 特措法第45条第2項の規定により、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項の規定により、指示を行う。

要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。(教育委員会、文化環境部、関係部局)

- ・ 特措法第24条第9項の規定により、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項の規定により、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項の規定により、指示を行う。

特措法第45条の規定により、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。(危機管理監、関係部局)

市町村は、特措法第46条の規定による住民に対する予防接種を進める。

(5) 医療

(5)-1 患者への対応等

府は、以下の対策を行う。また、京都市に対して、同様の対応を要請する。(健康福祉部)

< 府内未発生期、府内発生早期における対応 >

引き続き、帰国者・接触者外来における診療、患者の入院措置等を実施する。

必要が生じた際には、感染症法に基づく入院措置を中止し、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制とする。

< 府内感染期における対応 >

帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう関係機関に要請する。

入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。

入院治療は、新型インフルエンザの診療を行わないこととしている医療機関を除き、全ての入院医療機関において行う。

ただし、重度の肺炎や呼吸機能の低下を認める高度な医療が必要な重症患者については、原則として協力医療機関で入院治療を行うよう要請する。

府は、医療機関に対し、患者の治療を優先するため、患者との濃厚接触者(同居者を除く。)への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、国が効果を評価し、継続の有無を決定するのを待って判断する。(健康福祉部)

医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知する。

医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

(5)-2 医療機関等への情報提供

府は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(健康福祉部)

(5)-3 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等

府は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行い、また、各都道府県の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、府が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を、府が指定する医薬品卸売販売業者を通じて、帰国者・接触者外来及び協力医療機関に優先的に配分する。なお、必要であれば国備蓄分の配分を要請する。(健康福祉部)

(5)-4 在宅で療養する患者への支援

市町村は、国及び府と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、食事の提供及び医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。

(5)-5 医療機関・薬局における警戒活動

府は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。(警察本部)

(5)-6 緊急事態宣言がされている場合の措置

府域において、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

医療機関及び医薬品又は医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。(健康福祉部)

府は、京都市及び国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。(健康福祉部)

(6) 府民生活及び府民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

府は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。(関係部局)

(6)-2 府民・事業者への呼びかけ

府は、府民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(関係部局)

(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

府域において、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(6)-3-1 業務の継続等

指定(地方)公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。(関係部局)

(6)-3-2 電気及びガス並びに水の安定供給

国内発生早期の記載を参照

(6)-3-3 運送・通信・郵便の確保

国内発生早期の記載を参照

(6)-3-4 サービス水準に係る府民への呼びかけ

府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、府民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(危機管理監、関係部局)

(6)-3-5 緊急物資の運送等

国内発生早期の記載を参照

(6)-3-6 物資の売渡しの要請等

府は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエ

ンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。
(関係部局)

府は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。(関係部局)

(6)-3-7 生活関連物資等の価格の安定等

府及び市町村は、府民生活及び府民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(関係部局)

府及び市町村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、府民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、府民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(関係部局)

府及び京都市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法律第四十八号)、国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二百一十一号)、物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)その他法令で定めるところにより、適切な措置を講じる。(関係部局)

市町村は、国及び府が実施する措置について、行動計画に定めるところにより住民等への適切な周知等に努めるものとする。

(6)-3-8 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

府は、市町村に対し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。(健康福祉部)

(6)-3-9 犯罪の予防・取締り

国内発生早期の記載を参照。

(6)-3-10 埋葬・火葬の特例等

府は、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。(健康福祉部)

府は、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。(健康福祉部)

府は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。(健康福祉部)

(6)-3-11 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

府は、新型インフルエンザがまん延し、中小企業等の業者の経営の安定に必要なと考えられる場合に、金融機関等に対し、特別な融資を実施するなど実情に応じ適切な措置を講じるよう要請する。(関係部局)